

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日には、当該日)

## 条例

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十号

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

◆ 条例 鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

◆ 訓令 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する訓令

鳥取県道路占用規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則

◆ 規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県道路占用規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

◆ 訓令 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する訓令

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

◆ 規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

◆ 訓令 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する訓令

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

◆ 規則 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年六月二十四日

## 規則

### 規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十一月鳥取県条例第四十七号）は、廃止する。

#### 附則

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。

## 鳥取県規則第四十三号

鳥取県道路占用規則  
(目的)

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

十二月鳥取県規則第六十九号の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「八千円」を「九千円」に改め、同項第二号中「四千円」を「四千五百円」に改める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 昭和五十二年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

鳥取県道路占用規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

## 鳥取県道路占用規則

第一条 この規則は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第三十二条の規定による道路(県道及び指定区間外の一般国道をいう。以下同じ。)の占用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 第三十二条第二項の申請書は、様式第一号によるものとする。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

## 一 位置図

## 二 実測平面図

## 三 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)の構造図

## 四 占用面積計算書及び丈量図

五 工作物等の設置の工事を伴う場合にあっては、当該工事の設計図及び実施方法を記載した書面

## 六 その他知事が必要と認める書類

## (変更許可の申請)

第三条 法第三十二条第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、同条第三項の規定による変更の許可を受けようとするときは、様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請書について準用する。

(工事の完了の届出等)

第四条 道路占用者は、道路の占用に関する工事を完了したときは、速やかに、様式第三号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該工事について検査をしなければならない。この場合において、知事は、道路占用者に対し、必要な指示をすることができる。
- (管理義務)
- 第五条 道路占用者は、道路の占用をしている工作物等を道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないよう適正に管理しなければならない。(住所等の変更の届出)
- 第六条 道路占用者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。
- (地位の承継)
- 第七条 相続人、合併により設立される法人その他の道路占用者の一般承継人又は道路の占用をしている工作物等を譲り受けた者は、道路占用者が有していた占用の許可に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、様式第五号による届出書にその承継を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。(占用の廃止の届出)
- 第八条 道路占用者は、道路の占用を廃止しようとすることは、様式第六号による届出書を知事に提出しなければならない。
- (原状回復)
- 第九条 道路占用者は、法第四十条第一項の規定により道路を原状に回復しようとするときは、その実施計画書を知事に提出し、その指示を受けなければならぬ。ただし、原状の回復が容易なものについては、この限りでない。
- 2 道路占用者は、道路を原状に回復したときは、速やかに、様式第七号

による届出書を知事に提出しなければならない。

3 第四条第二項前段の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(占用料の減免の申請)

第十一条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十  
八号)第三条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、様式第  
八号による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第十二条 法第三十二条第二項及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、二部(法第三十二条第二項及び第三条第一項の規定により提出する申請書にあつては、三部)を作成し、所轄の土木出張所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 道路占用規則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十二号)は、廃止する。

00790

第4860号

報 公 県 取 島 (第三種郵便物認可) 昭和52年6月24日 金曜日

## 様式第一号(第二条関係)

## 道路占用許可申請書

職 氏 名 殿

道路の占用の許可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□-□□□

住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

記

占用の目的

占用の期間	路線名 国道 号
占用の場所	路線名 県道 線
工作物、物件又は施設	構 造 数 量 又 は 面 積
工事実施の方法	直 営・委 託 施工者及び連絡先
工事の時期	
道路の復旧方法	
そ の 他	

## 様式第二号(第三条関係)

## 道路占用変更許可申請書

職 氏 名 殿

道路の占用の変更許可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□-□□□

住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

記

許可年月日及び番号	路線名 国道 号
占用の場所	路線名 県道 線
変更事項	変更前 変更後
変更の理由	
工事実施の方法	直営・委託 施工者及び連絡先
工事の時期	
道路の復旧方法	
そ の 他	

00791

第4860号 (第三種郵便物認可)

5 昭和52年6月24日 金曜日

## 報公県取島

様式第三号(第四条関係)

## 道路占用工事完了届出書

職 氏 名 駿

道路の占用に関する工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話  
記許可年月日及び  
番 号路線名 国道  
番 号

県道 線

許可年月日及び 番 号		
許可年月日及び 番 号	路線名	国道 番 号
許可年月日及び 番 号	県道	県道 線
占用の場所		
占用の場所	変更前	変更後
工事完了年月日		
その他		

様式第四号(第六条関係)

## 住所等変更届出書

職 氏 名 駿  
住所(氏名、名称)を変更したので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電  
話  
記許可年月日及び  
番 号路線名 国道  
番 号

県道 線

許可年月日及び 番 号		
許可年月日及び 番 号	路線名	国道 番 号
許可年月日及び 番 号	県道	県道 線
占用の場所		
占用の場所	変更前	変更後
変更事項		
変更の理由		
その他の		

## 様式第五号(第七条関係)

地位承継届出書

職 氏名 殿

道路の占用に基づく地位を承継したので、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 記

許可年月日及び番号		
占用の場所	国道	号
	県道	線
被承継人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
承継年月日		
承継の原因		
その他の		

## 様式第六号(第八条関係)

道路占用廃止届出書

職 氏名 殿

道路の占用を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 記

許可年月日及び番号		
占用の場所	国道	号
	県道	線
被承継人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
廃止年月日		
廃止の理由		
その他の		

備考 地位を承継したことを証する書類を添付すること。

00793

第4860号 (第三種郵便物認可)

昭和52年6月24日 金曜日 鳥取県公報

## 様式第七号(第九条関係)

道路原状回復届出書

職 氏 名 殿

道路を原状に回復したので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

記

許可年月日及び 司 番 号			
占用廃止の届出 年 月 日			
原状回復の場所	路線名	國道 県道 線	号 號
工事完了年月日			
そ の 他			

## 様式第八号(第十条関係)

道路占用料減免申請書

職 氏 名 殿

道路の占用料の減額(免除)を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話

記

許可年月日及び 司 番 号	路線名	國道 県道 線	号 號
占 用 の 場 所			
古 用 の 目 的			
減額又は免除を 受けようとする 理由			
そ の 他			

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県規則第四十五号

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則を廃止する規則

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則（昭和四十六年十一月鳥取県規則第  
八十九号）は、廃止する。

この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

### 訓令

#### 鳥取県訓令第四号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を

次のように定める。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓

令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取

県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表厚生援護課の項中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同表婦人児童課の項中「婦人児童課」を「児童家庭課」に改め、同項の次に県民生活課の項として次のように加える。

		原民生課		一組合の員外利用の許可		消費生活		二二に先との協議に要する日数を加えた日数		四八日に福祉事務所と協議に要する日数を加えた日数		八八年に厚生大臣との協議に要する日数を加えた日数	
				二消費生活協同組合の定期款の変更の認可		三共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可		四組合の設立又は合併の認可		五組合の解散の認可		六解散組合の継続の認可	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	日数を 加えた	三四日 に關係 する	先との 協議に 要する	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	日数を 加えた	三〇日 に關係 する	先との 協議に 要する	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	日数を 加えた	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

別表農産園芸課の項中「農産園芸課」を「農蚕園芸課」に改め、同項に次の三号を加える。

二 生繭壳買業の許可	蚕糸業法	二〇	五 地方農林
三 器械玉糸製造業の許可	蚕糸業法	一五	六 振興局
四 生繭取扱場所の承認	繭取扱規則	九	七
	鳥取県生繭取扱規則		八
	鳥取県生繭取扱規則		六
	鳥取県生繭取扱規則		五
	鳥取県生繭取扱規則		四
	鳥取県生繭取扱規則		三
	鳥取県生繭取扱規則		二
	鳥取県生繭取扱規則		一
別表蚕糸課の項を削り、同表河港課の項中「河港課」を「河川課」に改め、第八号から第十一号までを削り、同項第十二号中「」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十三号を第九号とし、以下四号ずつ繰り上げ、同項の次に港湾課の項として次のように加える。			
一 港湾区域内の水域又は港湾法	一五	八	"
" "	七	"	"
" "	八	"	"
" "	張所	"	"
港湾課			
一 公共空地の占用の許可			
二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可			
三 港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域施設等の建設若しくは改良又は廃油の投棄の許可			

建築課	五 海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用の許可	五 海岸保全区域内における土石の採取の許可	四 港湾施設の使用の許可
一 道路位置の指定、変更又は廃止の許可	六 海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設の新設等の許可	六 海岸保全区域内における海岸保全施設の掘さく等の許可	五 海岸保全区域内における海岸保全施設の新設等の許可
二 道路内の建築等の許可	七 海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	七 海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	六 海岸保全区域内における海岸保全施設の新設等の許可
"	"	"	"
に 関係機関	"	"	"
一 三日	"	"	"
"	"	"	"
五	"	"	"
八 日に	"	"	"
二〇	"	"	"
" 所木米 所木倉 所木島 出子 出吉 出取 張土 張土 張土	"	"	"
建築審査会			

の同意を  
要する。

告

鳥取県告示第四百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

		鳥取県知事
向	氏名	平林鴻三
向　　栄　二	登録の記号及び番号	鳥医第一、一七四号
	登録の年月日	昭和五十二年六月八日
	"	

鳥取県告示第四百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平林鴻

三

附  
則

この訓令は、昭和五十二年六月二十一日から施行する。

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十二年五月三十日	巨島医院	岩美郡岩美町浦富一四三六ノ一

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十二年六月一日	有限会社 藤田薬局	岩美郡岩美町浦富一〇三〇ノ一八

### 鳥取県告示第四百九十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十四日

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十二年五月二十九日	巨島医院	岩美郡岩美町浦富一四三六ノ一
昭和五十二年五月三十一日	藤田薬局	岩美郡岩美町浦富一〇三〇ノ一八

### 鳥取県告示第四百九十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年六月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

### 一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町久住字川東一〇七二の一、一〇七二の五、一〇七二の一

二、小河内字神戸布瀬山八四六（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年六月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（志津地区樹園地農道網整備）事業の変更計画を定めたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申立て

昭和五十二年六月二十五日から二十日間

倉吉市役所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第四百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家の使用料の徴収の事務を財團法人鳥取県教育文化財団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年六月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】